

改正	昭和57年 6 月24日	昭和59年 2 月 7 日
	昭和59年11月22日	平成元年 3 月 1 日
	平成元年 9 月18日	平成 6 年 4 月 1 日
	平成 8 年 4 月 1 日	平成 9 年 4 月 1 日
	平成18年 4 月 1 日	平成22年 4 月 1 日
	平成25年 4 月 1 日	平成29年 4 月 1 日
	令和 3 年12月 1 日	

（名称）

第1条 本会は花園大学後援会と称する。

（会員）

第2条 本会の会員は本学在学生の保護者を以て構成する。

（事務局）

第3条 本会は事務局を花園大学内に置き、後援会の事務を執り行う。

（目的・事業）

第4条 本会は建学の精神に基づき大学の事業を後援し、併せて在学生の教育に資することを目的とし、目的を達成するために必要な事業を行う。

（役員及び顧問）

第5条 本会運営のために次の役員を置く。

会長	1 名
副会長	若干名
幹事	若干名
理事	若干名
参与	学長・副学長・事務局長・各部長
監事	若干名

（職務）

第6条 職務は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表して会を総括し、会議を招集する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長が事故ある時はこれを代行する。
- (3) 幹事 会長の命を受け、本会の庶務・会計を処理する。
- (4) 理事 理事として後援会の運営にあたる。
- (5) 参与 会議に出席し、大学側の意見を述べる。なお職務権限は理事に準ずる
- (6) 監事 本会の会計を監査する。

（理事・役員の選出方法及び任期）

第7条 新しく選出する理事は、入学後速やかに事務局において候補者を選出し、本部役員会において選任を行うものとする。任期は4年とし、再任はしない。

- 2 会長、副会長及び監事は理事会において理事の中から選出する。任期は1年とし再任は妨げない。
- 3 幹事は、理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。任期は1年とし再任は妨げない。

（会議）

第8条 本会の会議は、本部役員会、理事会、総会とする。

- 2 本部役員会は、会長・副会長・幹事・参与（学長・事務局長・総務部長に限る）をもって構成し、会長が随時招集する。
- 3 理事会は、第5条に定めるものをもって構成し、毎年度当初開催する会議において、役員を選任、予算、決算、事業計画、会則等、重要事項を審議決定する最終決議機関とする。なお、当初理事会のほか、会長が必要と認めた場合は臨時に開催することがある。

4 総会は、理事会において特に開催する必要があると認めたときに開催する。

5 本会の会議は委任状を含めて定数の過半数出席をもって成立する。

(経費)

第9条 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれに充てる。ただし、会費以外に必要な場合は、総会に諮り臨時に徴収することができる。

(会費)

第10条 本会の会費は次のとおりとする。

(1) 会費 (年額) 10,000円

(2) 削除

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第12条 この会則の改廃は、理事会出席者の3分の2以上の承認を経てこれを行う。

附 則

1 本会則は、昭和54年1月27日制定する。

附 則 (昭和57年6月24日)

1 本会則は、昭和57年6月24日から施行する。

附 則 (昭和59年2月7日)

1 本会則は、昭和59年2月7日から施行する。

附 則 (昭和59年11月22日)

1 本会則は、昭和59年11月22日から施行する。

附 則 (平成元年3月1日)

1 本会則は、平成元年3月1日から施行する。

附 則 (平成元年9月18日)

1 本会則は、平成元年9月18日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日)

1 本会則は、1994(平成6)年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日)

1 本会則は、1996(平成8)年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日)

1 本会則は、1997(平成9)年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

1 本会則は、2006(平成18)年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日)

1 本会則は、2013(平成25)年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

1 本会則は、2017(平成29)年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日)

1 本会則は、2021(令和3)年12月1日から施行する。ただし第10条については2022(令和4)年度の会費から適用する。